

昭和五六年切第四二一〇号

原告 株式会社早川書房

被告 堀 晃

外一名

昭和五六年一〇月二八日

右被告堀晃訴訟代理人

弁護士 佐々木 黎 二

同 松 井 宣 彦

同 猪 山 雄 治

同 相 原 英 俊

東京地方裁判所民事第二九部 御中

第一、単行本「太陽風交点」の出版に至る経緯

一、事実の経緯

1. 昭和五二年七月二十九日夜。被告堀晃（以下単に堀晃という）がSFマガジン編集部担当者今岡清（以下単に今岡という）、作家の山田正紀氏らと新宿で食事をし、いろいろ雑談をしていた時のことである。たまたま「作品もだいぶたまつて来たことだからいずれ本にしましょうか」（今岡）という話が出て、「そうあせる訳でもないので、ここまで来たなら宇宙小説ばかりで一冊にした方がよくないだろうか」（堀）ということから、この時始めて「宇宙小説ばかりでハードカバー」ということが、

堀晃と今岡清との間の会話にのぼつたのである。

2. 昭和五二年一〇月一二日夜、堀晃は前項同様新宿で、今岡清、

山田正紀氏らと食事をした。この時の話は山田正紀氏の長篇連

載と堀晃のエッセイ連載（ともにSFマガジン）の話が主であ

つたが、この時前項同様の話が出た。

尚、本件訴訟になつて堀晃が右1.2項のことを山田正紀氏に確

認したところ1項のことは覚えておらず、2項のことは会つた

記憶はあるものの話の内容までは覚えていないとのことであつ

た。

3. その後何等の進展もないので、昭和五三年三月一六日、SFマガ

ジン一九七八年五月号に掲載予定の「梅田地下オデッセイ」の

原稿を送付した際、堀晃は今岡に対して、「結婚を機会に（堀晃は昭和五三年二月二六日結婚した）作品集を出版したい」旨の意向を電話で伝えたところ「それでは五月中くらいに原稿を直して送つて見て下さい」（今岡）と言われたので「六月二一日が誕生日で三四才になつてしまうので、その日までに送ります」（堀）と答えた。

4. 昭和五三年六月六日、堀晃は「時間礁」（奇想天外誌に掲載されたもの）、「電送都市」（別冊新評に掲載されたもの）、「迷宮の風」の三篇について加筆訂正した原稿を送り、「イカルス」の「墓」、「暗黒星団」、「最後の接触」、「遺跡の声」、「太陽風交点」、「悪魔のホットライン」、「熱の檻」の七篇

についてはゲラの段階で校正する（雑誌掲載のものを原稿にする）という手紙を添えて送付したところ、この二、三日後今岡より電話で「原稿は受け取った。秋くらいに発行される予定です」という連絡が入った。

5. 昭和五三年八月二一日、B F マガジン一〇月の臨時増刊号に掲載される予定の短篇「骨折星雲」を発送した。

昭和五三年八月三一日、堀晃は今尚に電話をして九月はじめて送る予定であつた連載エッセイの第九回分が、会社の仕事による海外出張や九月中旬にははじめての子供の出産が予定されており、原稿の書ける状態ではないので、九月、一〇月は替けない旨の連絡を行つた。この時単行本の話がたまたま出て、右に

送付した、「骨折星雲」も収録したいという話が今岡より出たので、「熱の檻」はすこしテーマが違うので、この作品を外してかわりに「骨折星雲」を入れましよう（堀）というような話をした。

6. 前項以後、この年「太陽風交点」の発行についての連絡は全くなかつた。

特に昭和五三年九月から一〇月にかけては海外出張、子供の出生、会社の仕事の多忙等の状況にあり電話連絡にしろ、単行本出版に関しては何等のやり取りも出来る状態になかつた。

尚、昭和五三年一月二〇日（高斎正氏の出版記念会）の会場で堀晃は今岡と会っているが、出版に関する話は全く出ず、又

同年一二月一四日今岡が短篇「アンドロメダ占星術」の原稿を  
取りに堀宅へ来た時にも出版に関する話は全く出なかつた。

7.

昭和五四年二月二〇日頃、前項のように昭和五三年八月三十一  
以降、「太陽風交点」単行本出版の話は全くなく又出版の気配  
も全くないので、堀晃は作家の小松左京氏に相談したところ、  
「早川から出る見込みがない場合には、どこか紹介してやる」  
という話があつたので、堀晃は「もし早川書房が出版に乗り気  
でないなら原稿を引き上げたい」と考えるようになった。

前述のように単行本「太陽風交点」出版に関してはこれまでの  
経緯はすべて今岡というB.F.マガジン編集部の一担当者として  
のレベルでのやり取りであつて、原告会社の上層部の決済いか

んによつては出版されないということも十分あり得るような極めて不明確、不安定な状況にあつたのである。

即ち、堀晃としてはこの時点で原告会社より「社内の事情により出版出来なくなつた」と一方的に言われても、法律的には何等の責任追求も出来ない様な不安定な立場に置かれていたといえる。

仮にそうした場合、堀晃が原告会社に抗議したとしても、「原稿は一時お預りしたが、正式な出版に関する契約は今だ何等成立していない」と原告会社と言つたであろうことは十分推定出来るところである。

8. そこで堀晃は、昭和五四年二月二二日、今岡と電話で日マカ



ほしい」と堀見は希望を伝え、又装丁についてもこの時始めて会話にのぼり、今岡が「角田純男氏に依頼してはどうか」と言つたのに対し、堀見は「雑誌掲載時から加藤直之氏に依頼することが多かつたので、できれば加藤氏にお願ひしたい」旨の希望を伝えた。

単行本「太陽風交点」の出版に関してはこれまでのやり取りはすべて、雑誌掲載に関する打合せの電話の折に、ついでにいつた様に主として他の目的の連絡の際に付随的に話がなされて来た状況にあり、直接に「太陽風交点」出版の目的のために電話があつたのはこの日が始めてといつた状況であつた。

10. 昭和五四年五月一二日「太陽風交点」初校届く、同月二二日著

者校正を終了して発送。同年八月六日小松左京氏の解説の原稿コピー届く。堀晃はデータに間違いのないことを今岡に電話する。尚この時始めて単行本のタイトルが「太陽風交点」にすることに決まつたことを知らされたのである。

11. 昭和五四年一〇月五日、原告会社より堀晃のところへ単行本の

「太陽風交点」について始めて、「発行させていたきたい」旨の公式の発行申込がなされて来た。堀晃はこの発行申込書（社内第一号証）を見て始めて「太陽風交点」の確定した発行予定日が昭和五四年一〇月一五日であり、発行数が七〇〇〇冊、定価が一二〇〇円、印税額が一〇%で八四〇、〇〇〇円であることが等を知るに至つたのである。

この発行申込書に記載の事項は堀見の事前の同意に基づいて定められたものでなく、原告会社において一方的に決められて知らされて来たのである。

この発行申込書に対して堀見は何等異議を述べなかつた結果、同月八日単行本「太陽風交点」が書店の店頭に並び出版されるに至つたのである。

単行本「太陽風交点」出版に至る詳細な事実の経緯は以上の通りである。堀見は極めて几帳面な性格であり日記を毎日つけている。右日時はすべてこの日記帳に基づいており正確である。

「太陽風交点」出版に関しては以上の事実が、そのすべてである。

二、 昭和五六年八月三一日付原告準備書面ニ、出版権設定契約についての釈明(一)単行本「太陽風交点」出版契約の存在についての認否全面的に否認ないし争う。

1. 前記事実関係において詳述した如く、およそ昭和五三年一〇月頃には、堀晃は今岡と会つたこともなければ又、「太陽風交点」に関して電話で話をしたとすら全くないのである。

従つて「昭和五三年一〇月ごろ、早川と堀晃との間に正式に出版権設定契約をかわすことになつた」などということは全く有り得ないことである。

2. 又原告は「今岡と堀晃との間で口頭によつて1し7の項目について確認合意された」旨主張しているが全く事実に反する。即

ち、

(一) 堀晃が『Fマガジン』にいくつかの短篇を掲載していたことから、「宇宙小説ばかりで一冊の本にする」という話が出て来たもので、結果として『Fマガジン』に掲載された作品が多く収録されたに過ぎない。堀晃と今岡との間で『Fマガジン』に執筆した短篇に限って収録した単行本を出版する旨の明示の台意は全くなされた事実はない。

現に、「太陽風交点」に収録された「時間礁」は奇想天外誌に、「電送都市」は別冊新評に掲載された作品である。

(二) 装丁と解説についても、前述のごとく、昭和五四年五月六日電話で、堀晃が「できれば装丁は加藤直之氏に、解説は小松

左京氏にお願いしたい」旨の希望を伝えた結果、後日出版されたとき、そのように結果としてなつたに過ぎず、今岡との間で「装丁は、四六版の上製本とし加藤直之に依頼する」「解説は小松左京に依頼する」との明確な、明示の合意がなされたものではない。

(三) 印税、定価、出版部数、出版日等については原告から一方的に送られて来た「発行させて頂きたい」旨の記載のある発行申込書によつて堀見は始めて知るに至つたものであつて、今岡より堀見に対してこれらの事項をどうするかといつたことについて何等の相談もなく、まして、「定価の一〇%にあたる印税を支払う」とか「定価は後日定める」「初版本の出版

部数は早川に一任する」「出版日は特に定めない」などといつたことが確認合意された事実は全くない。

### 第三、文庫本「太陽風交点」について

#### 一、事実の経緯

1. 「太陽風交点」文庫本の出版についての話が昭和五五年一二月二一日以前に（もちろん以後も）堀晃と今岡との間でなされた事実は全くない。

従つて、両名の間で早川が文庫本「太陽風交点」を出版する旨の了解などありようはずもないことであつて、原告の主張は全く事実に反する。

又、昭和五五年一二月二一日に堀晃が細井息津子（以下細井と

いう）に対して「ぼくの方はそういうことになつてゐるからど  
うぞ」などと言つた事実もなければ、言はずもないことであ  
る。

2. 昭和五五年一二月一二日頃、原告早川書房の細井より堀晃に対  
し「『梅田地下オデッセイ』の文庫本の発行が遅れている件に  
ついて學情説明のために伺いたい」旨の電話が入つた。堀が  
わざわざおいでいただく必要はありません」と断つたところ、  
細井が「他に人に会う予定があるので」ということなので、そ  
のついでにということならばと一二月二一日（日）の午後に約  
束した。

3. この以前に文庫本「梅田地下オデッセイ」については次の様な

経緯があつた。即ち、文庫本「梅田地下オデッセイ」は昭和五年九月五日に著者校正を終了して、早川へ発送した。ところが、同年一〇月一六日今岡より「発行は遅れる。今のところ予定は立たない」との電話が入り、同年十一月二七日には今岡より「年内には発行されます」との電話が入つたものの、同年二月四日には再び今岡より電話が入り「梅田地下オデッセイ」の発行予定がまた遅れることになつた。「なぜですか」「印刷屋にまわつたきり予定がまつたくわからなくなつた」「年内は無理ですか」「それもわからない。印刷の方に問い合わせてみるが、、、」といつたやりとりがあつた以後、何の連絡もなかつたのである。

式字加入

このため細井は大阪の友達に会う用事のついでに、「梅田地下オデッセイ」の事情説明のため堀見宅へ寄りたいたと考えたのである。

4. (一) 昭和五五年一二月二一日(日)午後二時半細井が堀見宅に来た。堀見の妻は以前早川書房に勤務していたことが細井と知り合ひであつたため、この日も堀見の妻が細井を地下鉄中津駅まで迎えに行つた。

(二) 細井は「父の勤めの関係で大阪に住んでいたことがあり、その時の友達に会う用事もあつたので寄せていただきまし」と挨拶した。

つまり、細井は社の命令でなく自費で大阪に来たのである。

又早川書房がこの程度の用件（梅田地下オデッセイの発行遅れの説明）のために社員を大阪まで出張させるようなことはないとは掘見も妻から聞いていたので、細井が自分の判断で自分で大阪の友達に会うためにやつて来て、ついでに掘宅を訪れたものと認識のもとに掘見は細井に接したのである。

（三） まず、話は「梅田地下オデッセイ」の発行の遅れについてであり、「文庫出版の担当は私で、今岡ではありません」「連絡がここまでメチャクチャになつているとは知らなかつた。以後「梅田地下オデッセイ」については私の方から連絡いたします」と言つて、細井は「梅田地下オデッセイ」の経過説明を約三〇分間行ない掘見はこれを了承した。

(四) その後は雑談に移つた。堀見の妻と細井が早川書房での知り合いであり、この日の話の席にも同席していたので、話題は早川書房内のことが主になつた。というのは、当時今岡の某女流作家との私行上の問題が公然の秘密として噂されており、早川書房の社員として出先でいろんな人からそれをたずねられるので仕事やりにくくてしかたがない。といつたようなことであつた。

(五) このようなプライベートな話が約一時間くらいつづいていく中で、たまたま「太陽風交点」の文庫の話が出たのである。「太陽風交点」の文庫の話が出たのはこの時が始めてである。

即ち、

細井「ところで『太陽風交点』の文庫化の予定はありますか」堀「今のところ別にあります」細井「もしよければ

は来年の秋ごろに早川文庫に入れたいと思っておりますが」。

堀「まあ、それはかまいませんが、その場合は装丁や解説は  
変えた方がいいでしょうね。解説は時機がくればかんべさん  
(かんべむさし氏、SF作家)あたりに頼んでみるかなあ、  
」、、、

「太陽風交点」の文庫化についての話はこの程度のことであ  
つた。

(六) その後三〇分ほど雑<sup>談</sup>をした後、細井は「五時に新阪急ホテ  
ルのロビーで人と待ち合わせている」ということで四時半頃

帰つた。

堀晃はいずれ具体的、正式な話になつた時に、単行本「太陽風交点」には四〇ヶ所の誤植もあつたので、これらの点も含めて、つめるつもりでいたのである。

細井という一担当者の個人的希望として「来年の秋ごろ早川文庫に入りたい」旨の希望が述べられ、堀晃に対し打診があつたのに対し、堀晃はいずれ具体的正式な話が後日又あるのであろうと考えたが、その時点では特に文庫化に異存はなかつたので、前項のように相づちを打つたに過ぎないのである。

5. 前項のように「太陽風交点」の文庫化については、細井が私用で大阪へ来たついでに堀宅を訪問し、極めてプライベート

な雰囲気の中で雑談を一時間半ばかりした中で偶々右のよう  
な会話が出たというに過ぎないのである。

発行日、印税、定価、発行部数はおろか、装丁、解説など全  
く何も決つていないのである。

極めて抽象的に自己の心境を示したに止まり、およそ堀晃と  
原告との間に「太陽風交点」の文庫本についての出版に關す  
る何等かの公式の契約が成立したなどということとは到底言え  
るものではない。

6. 右日時において細井から「文庫本『太陽風交点』は、昭和五  
六年九月までに出版する。」「堀晃は早川以外の出版社から  
文庫本『太陽風交点』を出版しない。」「明日から出版の作

業にとりかかるから」

といつたことは全く話された事実はない。

原告の主張は全く虚偽の事実の前提に立つてなされており極めて失当である。

昭和五六年一月二一日に堀晃が細井に対し昭和五五年一二月二一日付文庫本出版契約を認めたといい事実はなければ、「困つた」をくりかえした事実もない。まして一月二一日には細井と電話で話したことすらないのである。

### 第三 被告堀晃の法律的主張

一、原告と堀晃の単行本「太陽風交点」出版に関する契約がいかなる契約であるのかは、具体的事実関係に即して、正しく認定されね

ばならない。

三、ところで単行本「太陽風交点」出版に関する契約の要件事実（内容）となるべき、発行予定日、版数、発行数、定価、印税額、支払予定及び予定額が原告より堀晃に始めて具体的に明示されたのは昭和五四年一〇月一日付発行申込書（一〇月五日堀晃に到達）によつてである。（丙第一号証）

三、右発行申込書には、右各事項が下記の枠の中に記載されている他、上の部分に「下記の通り発行させていただきたいと思ひます」と明確に記載されており、著作者である堀晃に対して単行本「太陽風交点」の出版の許諾を求める原告の意思が表示されているのである。

四 この発行申込書の送付は、原告から堀晃に対する単行本「太陽風交点」についての出版許諾契約の申込に該当する。

この申込に対して堀晃は特に異議を述べなかつた結果、単行本「太陽風交点」は一〇月上旬に発行されたのである。

五 このように右発行申込書に対して堀晃の明示の承諾がないことから、単行本「太陽風交点」に関しては昭和五四年一〇月上旬頃、せいぜい黙示の出版許諾契約が成立したと認定出来るのである。

六 右発行申込書送付以前の前記事実の経緯におけるやり取りは、右出版許諾契約に至る事前の準備行為に過ぎない。

七 即ち、およそ契約は申込と承諾によつて成立するが、申込は契約を成立させることを目的とする確定的な意思表示であり、この申

込には契約の内容を決定することができるだけの事項を含むことを必要とする。

契約の内容を決定することができるだけの事項が確定し、その確定的意思が表示されたのは右発行申込書によつてであるから右のように解されること当然である。

ハ 文庫本「太陽風交点」に關しては前記昭和五五年一二月二一日の事實の経緯からも明らかのように、原告の一担当者が友達に会うという私用で大阪にやつて来て、そのついでに堀見宅を訪問し、仕事の話といえば「梅田地下オデッセイ」の出版が遅れていることとの経過説明がなされただけで、後は約一時間半近く早川書房内の噂話などの雑談に終始しており、その会話の途中で「もしよけ

れば来年の秋ごろに早川文庫に入れたいと思つております」といつた程度のことか話に出たに過ぎないものであつて、およそ出版を目的とする契約と認められるべき何等の事実は存しない。

出版権設定契約はもちろんのこと、出版許諾契約も成立していません。

出版権設定契約が成立するためには、著作権者の「設定行為」がなければならぬ。出版権を「設定」するかどうかは著作権者の権利であり、「設定」するもしないも著作権者の自由に属するものである。

出版についての台意が成立したからと言つて直ちに独占権も取得したということにならない。独占権を与えるかどうかということ

は著作権者の権利なのである。出版者が出版についての合意によつて自動的に独占権を獲得出来るものでもない。

出版権設定契約が本来著作権者の権利を制限するものである以上、その契約においては著作権者の「設定」意思が出版者に対して明確に表示されていることが、絶対的な前提条件であり、尚且つこの「設定」意思が当事者の主観だけでなく、「客観的」に存在していることが要求されるのである。このため両当事者の合意の契約書によつて「出版権を何某に設定する」といつた「設定」文言が明確に示されているか、さもなくては右と同様の文言が「設定」を証する何等かの通信文やメモなどの記録に存在していることが絶対的に必要がある。

以上のことは、著作権法の出版権に関する常識である。

原告は出版を専門の業とする出版会社でありながら、こうした出版権についての当然の知識も有しておられず極めて独断的主張を展開しておられ、はなはだ遺憾である。

一〇、そもそも堀晃は今岡や細井から「出版契約」、「出版権設定契約」といつたことを、これまで一度も聞かされたことがないのである。

堀晃は「出版契約」「出版権の設定」「排他的・独占的使用」などという文言を、昭和五六年一月二四日、徳間書店より「太陽風交点」文庫版の「出版契約書」（仮契約書）が送付されて来た時、これを見て始めて知るに至つた事情にある。

一一、以上のことから堀晃と原告との間に「太陽風交点」に関して出

